

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「後期高齢者医療被保険者証の一斉更新」について

平成29年8月1日は被保険者証の更新日です。新しい被保険者証は、7月下旬に東通村からの郵送となり、有効期限は平成31年7月31日までとなります。現在お使いの被保険者証は、平成29年8月1日以降に税務住民課国保グループの後期高齢者医療担当窓口に返還していただくか、裁断のうえ確実に破棄してください。(郵送による返還もできます。)

- 交付されましたら、記載内容をご確認の上、誤りがありましたら税務住民課国保グループ窓口にお申し出ください。
- 平成28年中の所得状況で、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

○平成29年度の保険料について

保険料額決定通知書を発送いたしますので、ご確認ください。

- 保険料の決まり方(年額)

[被保険者全員が納める額] [所得に応じて納める額]

$$\text{均等割額} + \text{所得割額} = \text{青森県の保険料 (限度額57万円)}$$

$$(40,514円) + (\text{基礎控除後の所得} \times \text{所得割率}(7.41\%))$$

※ 保健料率(均等割額・所得割率)は昨年度から変更はありません。

※ 基礎控除額の所得とは、総所得金額等から33万円を差し引いた額となります。

※ 所得が一定額以下の場合は、保険料が軽減されます。詳しくは保険料額決定通知書をご覧下さい。

○保険料の減免等について

天災その他特別な事情で、医療機関等の窓口負担や、保険料を納めることができなく困った場合は、申請により減税等を受けられることがありますので、お早めにご相談ください。

○医療保険料の軽減率の変更について

平成29年4月から75歳以上の皆様の保険料の軽減率が変わりました。年収約153万円～約211万円の方の所得割額は、平成28年度までは5割軽減とされていましたが、平成29年は2割軽減となります。元被扶養者での特定の要件に該当する方の均等額割は、平成28年度までは9割軽減とされていましたが、平成29年度は7割軽減となります。尚、該当になる方の年金からの引き落とし額が実際に増えるのは平成29年10月分からとなります。

〈元被扶養者〉・・・75歳になる前日に、家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

〈特定の要件の例〉・・・単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など。75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など。

国民健康保険・後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「70歳以上の方の限度額適用・標準負担額減額認定証」について

「医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、平成29年7月31日が有効期限ですが、平成28年中の所得状況により、平成29年度も引き続き認定される方には、新しい認定証(有効期限は平成30年7月31日まで)が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成29年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の公布を希望する方は、医療保険者証と印鑑を持参の上、手続きして下さい。

○高額医療費上限額の変更について

平成29年8月より70歳以上の皆様の高額医療費の上限額が変わります。

詳細につきましては、税務住民課国民健康保険グループ(電話 0175-27-2111)、青森県後期高齢者医療広域連合(電話 017-721-3821)までお問い合わせください。

成年後見制度講座を開催します

成年後見制度は、認知症等により、判断能力が不十分になったときに、社会で不利益や被害を受けることがないようにするための制度です。この機会に、一緒に勉強してみませんか?

日 時: 平成29年7月27日(木) 10:00～11:30

場 所: 東通村保健福祉センター 健診ホール

対 象: どなたでも参加可 費 用: 無料

